

## 桑折町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

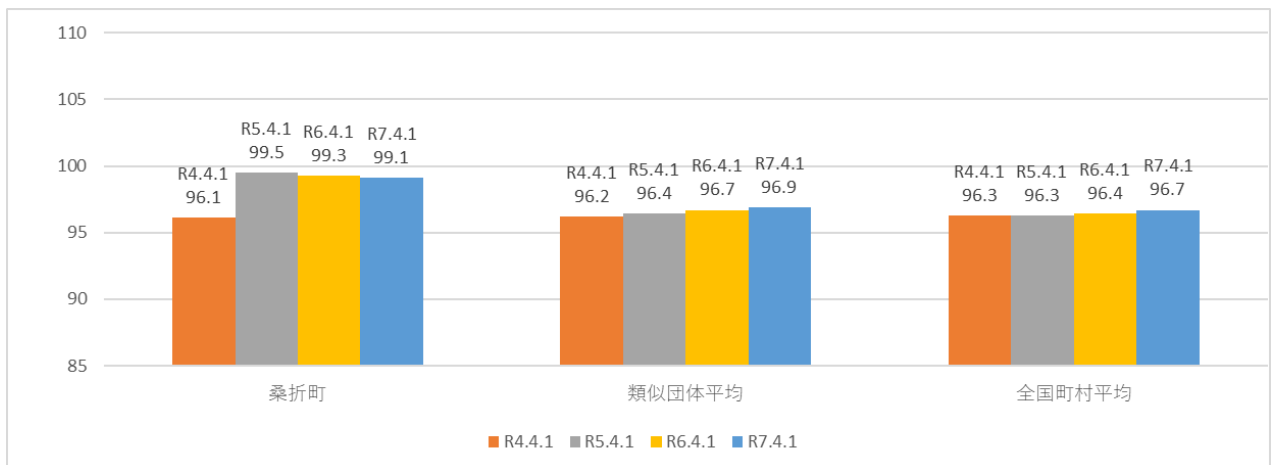
区 分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) R6年度の人件費率
6年度	人 10,951	千円 6,376,830	千円 225,613	千円 1,467,954	% 23.0	% 21.9

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 108	千円 443,247	千円 43,174	千円 194,070	千円 680,491	千円 6,301	千円 5,751

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に

基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

再任用給料表を適用されていた任期付職員が退職したため。

#### (4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ① 給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(給料表関係) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、号給の切り替えによる給料表の号給の変更を実施。改定による支給額の変更はなし。

##### ② その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
桑折町	45.4歳	347,225円	385,387円	368,305円
福島県	42.7歳	335,600円	417,259円	366,537円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.4歳	317,237円	371,323円	342,933円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		桑折町	福島県	国
一般行政職	大学卒	224,400円	230,300円	220,000円
	高校卒	191,300円	198,000円	188,000円
技能労務職	高校卒	186,700円	196,900円	—
	中学卒	186,700円	—	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

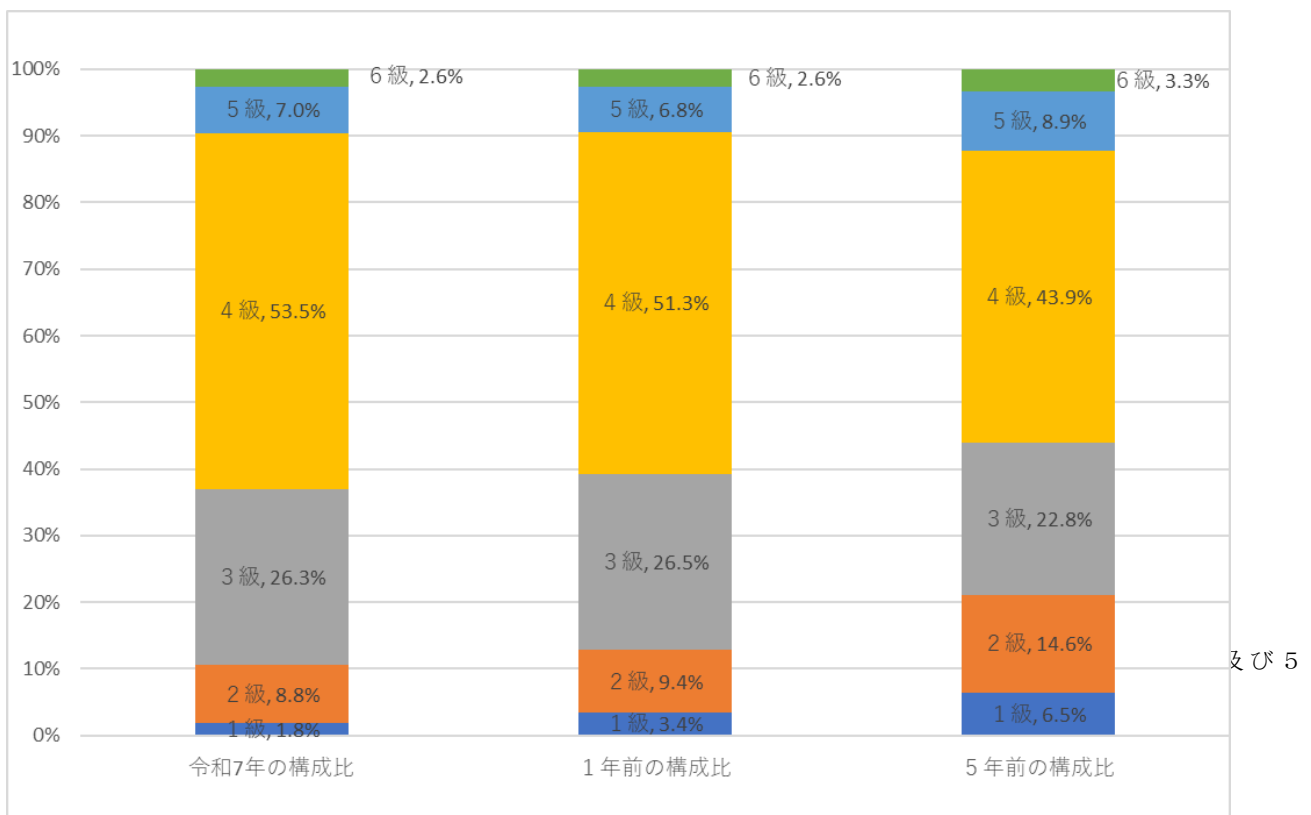
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	295,421円	368,921円	380,215円	390,456円
	高校卒	270,400円	343,294円	364,952円	378,353円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

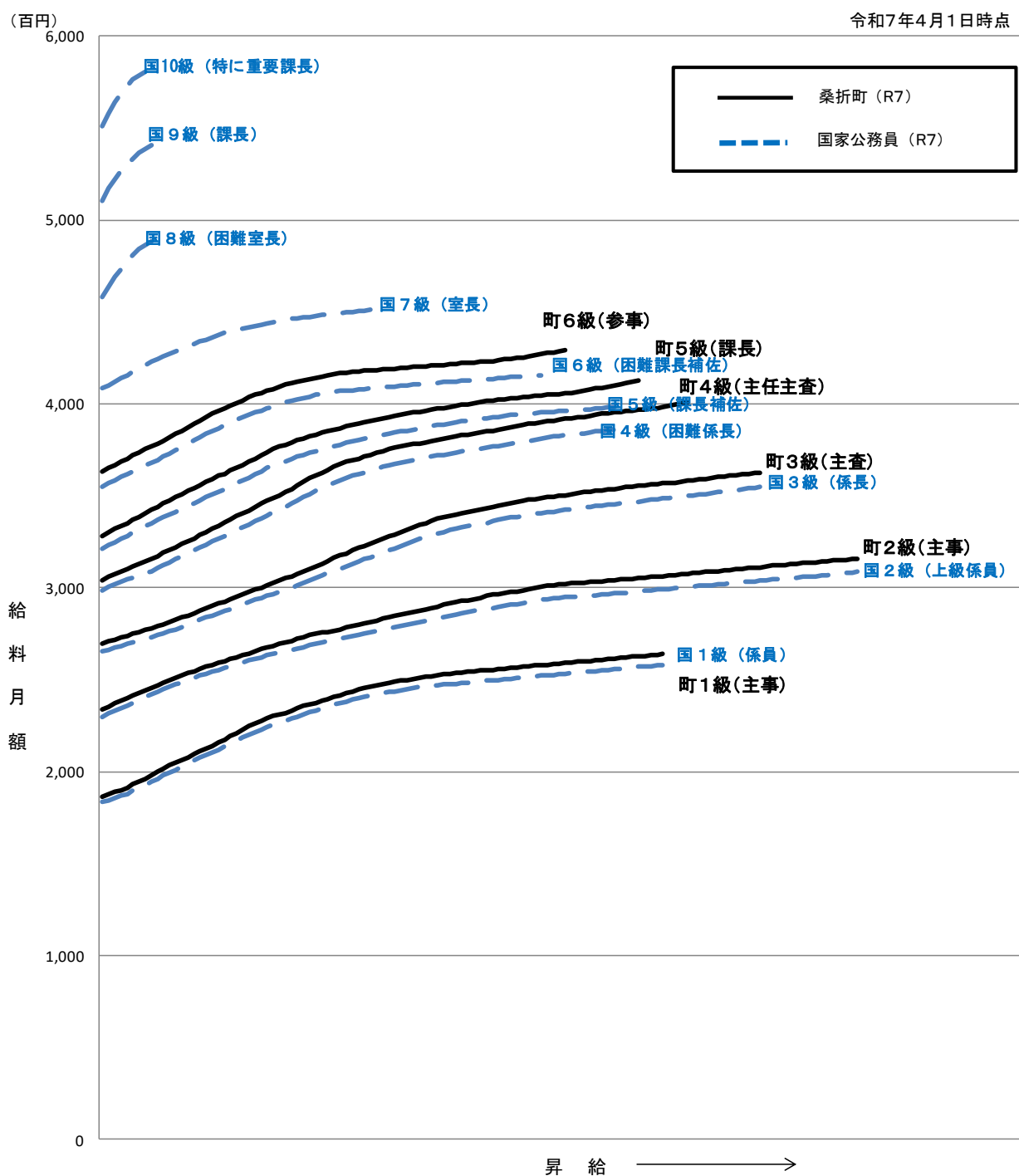
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	2人	1.8%	186,700円	263,900円
2級	主事	10人	8.8%	234,000円	315,900円
3級	主査、主任主査	30人	26.3%	269,700円	362,800円
4級	主任主査、課長補佐	61人	53.5%	304,300円	400,800円
5級	課長、副参事	8人	7.0%	328,200円	412,500円
6級	参事	3人	2.6%	363,300円	429,200円

- (注) 1 桑折町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（桑折町）

令和○年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和8年度以降		令和8年度以降	

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

桑折町	福島市	国
1人当たり平均支給額 (R6年度) 1,840千円	1人当たり平均支給額 (R6年度) 1,760千円	—
(R6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（桑折町）

令和○年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和8年度以降		令和8年度以降	

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

桑折町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率	／100		調整率	83.7／100	
(国を上回る割合としている場合、その理由)					
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2～20%加算			定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
1人当たり 平均支給額 13,043千円			—		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 なし

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		2,424千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		83,585円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		25.2%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R6年度決算)	左記職員に対する支給単価
保健業務に従事する保健師の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	保健師として保健業務に従事したとき	75千円	月額2,000円
税務職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	税務事務に従事したとき	400千円	月額4,000円
感染症防疫職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	感染症防疫作業に従事したとき	0千円	日額500円
保育所保育士の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	保育業務に従事したとき	210千円	月額3,500円
特殊自動車運転手の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	特殊運転業務に従事したとき	0千円	月額2,500円
用地の交渉従事職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	用地の交渉に従事したとき	0千円	日額300円
行旅死亡人等取扱職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人等取扱作業に従事したとき	0千円	日額1,000円
幼稚園職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	幼稚園児の教育業務に従事したとき	1,718千円	給料月額の4%
国土調査現場（山間部調査区）作業従事職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	現場における地籍調査業務に作業したとき	0千円	日額500円
町外の地方公共団体の区域に派遣され、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	大規模災害に係る作業の場合	22千円	日額1,080円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	13,862千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	141千円
支給実績（令和5年度決算）	13,199千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	129千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当 なし

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（R6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者3,000円</li> <li>父母等6,500円</li> <li>子11,500円</li> <li>特定期間加算5,000円</li> </ul>	同じ		11,950千円	221,299円
住居手当	職員自ら居住するための住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>20,500円以下 家賃額-9,500円</li> <li>20,500円以上54,500円未満 (家賃額-20,500円) × 1/2 + 11,000円</li> <li>54,500円以上 28,000円（上限）</li> </ul>	異なる	16,000円を超える家賃を支払っている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>27,000円以下 家賃-16,000円</li> <li>27,000円以上61,000円未満 (家賃額-27,000円) × 1/2 + 11,000円</li> <li>家賃61,000円以上 28,000円</li> </ul>	6,106千円	305,310円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用し運賃等を負担すること、自動車等を使用することを常例とする職員 <ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関等利用者 運賃相当額。</li> <li>自動車等使用者 距離に応じて2,000円～45,900円</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車等使用者の支給額が2,000円～31,600円</li> </ul>	5,113千円	71,017円

単身赴任手当	官署を異にする異動又は 在勤する官署の移転又は 採用に伴い、移転し、や むを得ない事情により同 居していた配偶者と別居 し、単身で生活すること を常況とし、距離制限（ 60km）を満たす職員	同じ		0	0
宿日直手当	日直業務に従事した職員 ・ 1回 5,600円 ・ 3時間以上5時間未満 2,800円 ・ 3時間未満 1,400円	異なる	・ 一般の宿日直 4,400円 ・ 勤務時間が5時 間未満の場合 5 0/100	716千円	7,625円
休日給	祝日及び年末年始等の休 日において、正規の勤務 時間を勤務した場合、勤 務1時間につき、時間当 たりの給与額の135/100 を支給	同じ		0	0
夜勤手当	午後10時から翌午前5時 まで正規の勤務時間とし て勤務した場合、勤務1 時間につき、時間当たり の給与額の25/100を支給	同じ		0	0
管理職手当	管理職又は監督の地位に ある職員のうち規則で指 定する職にある職員 ・ 職に応じ39,500円～61 ,400円	異なる	俸給表、官職に 応じ、定額で定 める	9,772 千円	574,835円
管理職員特別 勤務手当	管理職員が臨時又は緊急 の必要等により週休日又 は休日等に一定時間以上 やむを得ず勤務した場合 に支給 ・ 職及び勤務時間に応じ 2,000円～6,000円	異なる	支給単価	36千円	18,000円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	846,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,000円/650,000円
	副 市 区 町 村 長	676,000円	676,000円/532,000円
報 酬	議 長	338,000円	412,000円/247,000円
	副 議 長	254,000円	330,000円/193,000円
	議 員	228,000円	310,000円/175,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(R6年度支給割合) 3.45 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(R6年度支給割合) 3.45 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×在職月数×支給率(48/100) 19,491,840円 任期毎 給料月額×在職月数×支給率(29/100) 9,409,920円 任期毎	
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

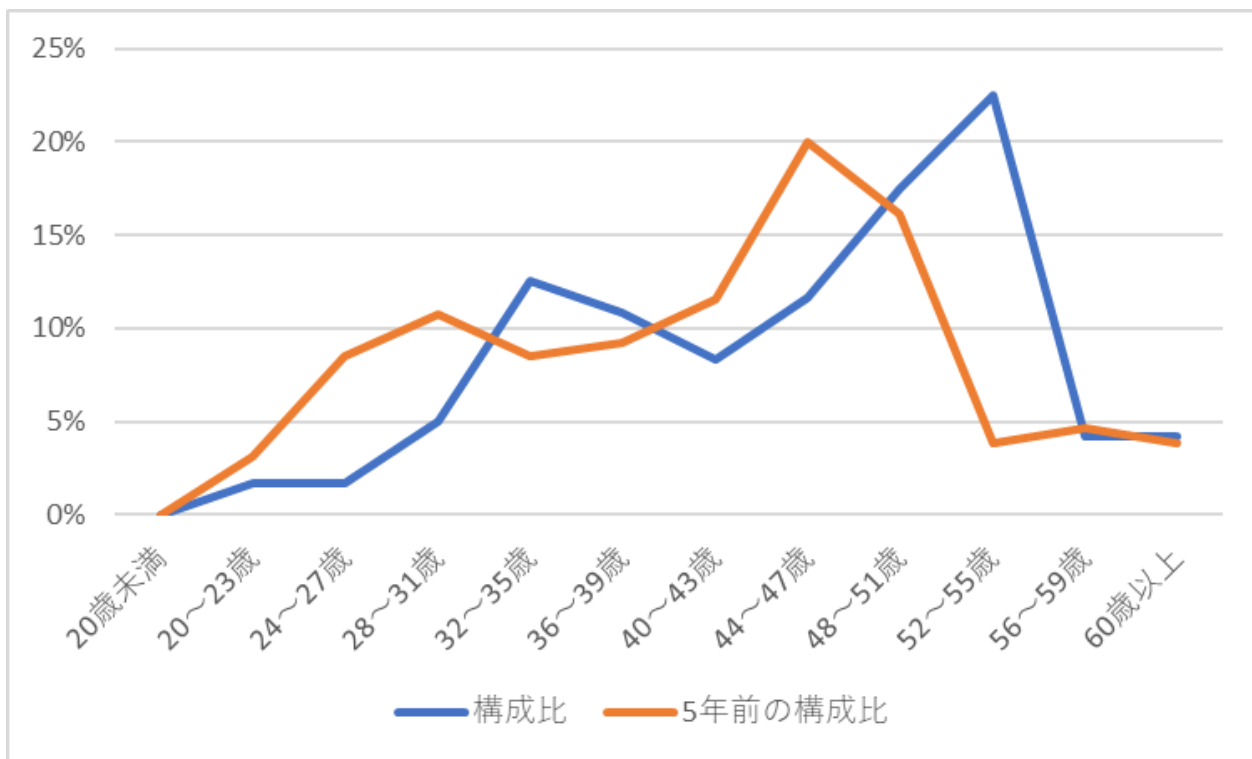
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 7 年	令 和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	退職者不補充
		総務・企画	26	27	-1	
		税務	8	8	0	
		農林水産	9	9	0	
		商工	2	2	0	
		土木	9	9	0	
		民生	9	15	-6	
衛生	12	12	0			
	計	77	84	-7	<参考> 人口1万当たり職員数 70.31人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 92.42人)	
	教育部門	28	24	4	保育所閉所に伴う配置換え	
	消防部門					
	小 計	105	108	-3	<参考> 人口1万当たり職員数 95.88人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 111.20人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道 下 水 道 そ の 他		6	6		
			2	2		
			7	7		
	小 計	15	15			
合 計		120 [ ]	123 [ ]	-3 [ ]	<参考> 人口1万当たり職員数 109.57人	

(各年4月1日現在)

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	2人	6人	15人	13人	10人	14人	21人	27人	5人	5人	120人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	88	90	87	85	84	77	-11(-12.5%)
教育	27	27	26	25	24	28	1(3.7%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(%)
普通会計計	115	117	113	110	108	105	-10(-8.6%)
公営企業等会計計	15	15	16	16	15	15	0(%)
総合計	130	132	129	126	123	120	-10(-7.7%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R6年度の総費用に占 める職員給与費比率
R6年度	290,243千円	56,061千円	36,712千円	12.65%	12.69%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) R5 年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 年度	6人	23,942 千円	5,309 千円	7,461 千円	36,712 千円	6,119千円	6,131千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
桑折町水道事業	42.4歳	396,888円	582,730円
団体平均	44.3歳	368,401円	590,688円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

桑折町水道事業	類似団体平均等
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,244千円	1人当たり平均支給額（R6年度） 1,753千円
(R6年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 一月分 勤勉手当 一月分 ( )月分 ( )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) —

- (注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

桑折町水道事業			類似団体平均等		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分

- （注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 なし

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（R6年度決算）		1,061千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）		176,833円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6年度）		100%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （R6年度決算）	左記職員に対する 支給単価
浄水場に勤務する職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	浄水場に勤務したとき	1,001千円	日額 12,000円
その他の職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	水道事業の業務に従事したとき（上記以外）	60千円	日額 5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	2,358千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	393千円
支給実績（R5年度決算）	1,814千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	302千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （R6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （R6年度決算）
扶養手当	一般行政職に同じ	一般行政職に同じ		1,062千円	212,000円

住居手当	一般行政職に同じ	一般行政職に同じ		308千円	308,000円
通勤手当	一般行政職に同じ	一般行政職に同じ		215千円	43,000円
単身赴任手当	一般行政職に同じ	一般行政職に同じ		0	0
宿日直手当	一般行政職に同じ	一般行政職に同じ		0	0
休日給	一般行政職に同じ	一般行政職に同じ		0	0
夜勤手当	一般行政職に同じ	一般行政職に同じ		0	0
管理職手当	一般行政職に同じ	一般行政職に同じ		305千円	305,000円
管理職員特別勤務手当	一般行政職に同じ	一般行政職に同じ		0	0